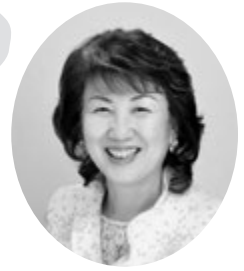




ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q パートが社会保険に入る基準が変わるそうですね。総務として早めに手を打とうと思います。予算も取らなくてはいけないと思うのでよろしくお知らせください。

A そうですね。時給で働くパートにとってお給料から社会保険料を引かれるかどうかの手取りに響くので大きなことです。また、会社にとっては社会保険料の会社負担が大幅アップとなる法改正ですのでここはきちんと押さえておかななくてはなりません。

パートの社会保険加入については、平成28年10月から社会保険加入が500人以上の「特定適用事業所」で働くパート・アルバイト等の短時間労働者が一定の要件を満たすことで「健康保険・厚生年金」の被保険者となりました。一定の要件とは

- ①週の所定労働時間が20時間以上であること
- ②雇用期間が1年以上見込まれること
- ③賃金の月額が88,000円以上であること
- ④学生でないこと

一つの法人番号が同一の事業所の被保険者が500人(短時間労働者を除く)を超える事業所について加入対象でしたが、令和4年10月からは100人(短時間労働者を除く)を超える事業所となり、更に令和6年10月からは50人(短時間労働者を除く)を超える事業所となります。

	H28. 10～	R4. 10～	R6. 10～
規 模	常時500人超	常時100人超	常時50人超
労働時間	週20時間以上	変更なし	変更なし
賃 金	月額 88,000円以上	変更なし	変更なし
勤務期間	継続して1年以上使用される見込み	継続して2か月以上使用される又は見込み	継続して2か月以上使用される又は見込み
適用除外	学生ではないこと(夜間は加入対象)	変更なし	変更なし

平成28年からパートの社会保険の加入が始まった訳ですが、当初会社は社会保険料を節約するためにパートを社会保険に入れるのには消極的ではないかと心配しましたが、人材不足の折、社会保険に入って働いてくれるパートは逆に歓迎されたようで、社会保険に加入するパートは増大しました。

今後は令和4年10月から常時100人超の会社、令和6年10月からは常時50人超の事業所で働くパートも加入義務となり、一気に増えます。パートからも社会保険料を徴収したいとの国の意図も見えます。

さあ、大変なのは総務です。まずパートとの雇用契約書を法令に沿った書式で結んでいるかを点検し、次に社会保険に加入する一定の要件に該当するパート人数をピックアップします。加入人数から社会保険料の額などを検討し、今後の売上や利益の予想を考慮の上、社会保険加入予想人数を決定します。

一方、パートに対しては法改正により社会保険に加入することを伝え、できれば社会保険に加入して働くメリットとデメリットを伝え個別に相談によってあげると良いと思います。一般的なメリット・デメリットは次のとおりです。

メリット

- (1)将来的にもらえる年金が増える
- (2)「傷病手当金」「出産手当金」がもらえる
- (3)障害になった時の「障害厚生年金」がもらえる
- (4)国民健康保険を払っている場合であれば、国民健康保険より安い(会社が半分負担しているため)

デメリット

- (1)給与の手取りが少なくなる
- (2)配偶者の会社から「配偶者手当」が出ている場合、もらえなくなる(扶養を抜けるため)

一般的に年収150万円以上のパートなら加入した方が有利です。パートでも厚生年金は70歳まで加入できますから、老後の年金を少しでも増やす方法としては良いと思います。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】
TEL 043-273-5980